

関連事業者における自動車リサイクル法の遵守徹底について

平成17年7月15日
経済産業省自動車課
環境省リサイクル推進室

関連事業者において、自動車リサイクル法が遵守され、違法行為や不適正な行為が行われることのないよう、経済産業省及び環境省は、自治体、関連団体とも連携しつつ、これまでも適宜措置を講じてきたところであるが、今般、施行後の状況を踏まえ、さらに具体的な適正化措置を順次講じていくこととした。

1. これまで講じてきた措置

(1) 無許可営業への対処

平成16年9月7日に「無許可営業への対処について」として自治体宛て事務連絡。

無許可営業の告発の方法等について示し、指導に従わない無許可業者については積極的に告発するよう指示。

平成17年1月には、沖縄県で無許可の破砕業者が告発、逮捕されている。

(2) 遅延報告対応マニュアル

平成16年11月29日に「自動車リサイクル法 遅延報告対応マニュアル」を自治体宛て伝達。

電子マニフェストにおいて遅延報告がなされた場合、想定しうる合理的な事情を整理し、それに該当しない場合の具体的な対応方法について記載。

(3) リサイクル料金の転嫁の禁止

平成16年12月21日、平成17年1月20日の2回にわたり、「自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の恣意的な転嫁の禁止について」と題して、関係団体に対して文書にて注意喚起。

使用済自動車を恣意的に中古車として引取り、次の事業者にリサイクル料金を持たせることは独占禁止法違反（優越的地位の濫用）に該当する可能性がある旨注意喚起した。

(4) 行政処分の指針

平成17年5月9日、「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の

指針について」を自治体宛て事務連絡。

関連事業者の違法行為について、どのような違法行為が想定されるか例示しつつ、どのように対処するか包括的かつ具体的に提示。その後、各地域毎に会議を開催し、同指針の遵守について徹底。

(1)、(4)については、警察庁とも協議しつつ作成。警察庁からも警視庁、各道府県警察宛て協力依頼文書を発出済みであり、地方レベルでも連携がなされるよう措置。

これらを受けて、自治体においても、登録・許可業者に対して、立入検査等を実施してきたところ。

2. 今後の措置

以上により、包括的な対処については関係者に周知してきたところであるが、今後は個別・具体的に、違法又は不適正な行為を是正していく。まずは、以下の(1)、(2)について措置することとし、来週中にも自治体に対応を指示する予定である。

また、今後も、状況を見つつ関連事業者の法令遵守徹底に向けて、追加的に必要な措置を講じていく。

(1) 移動報告の実績がない解体業者への確認

自治体からの報告によれば、解体業の許可を受けてはいるが、施行後これまでの間に、解体工程における引取報告の実績のない解体業者が存在する模様。

これについて国より情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター)に対し、解体を主たる業務としつつ、解体工程における引取報告の実績がない事業者がどの程度存在するか確認したところ、831業者存在することが判明(6月24日現在)。

施行当初は、年内に引取業者が引き取った使用済自動車の処理を中心的に行っているため、自動車リサイクル法に基づく移動報告が少ない状況も考えられるところ。しかし、現在に至ってもいまだ移動報告の実績がない場合は、事実上休業しており法律上問題のない場合も考えられるが、法に基づく処理を行っていない可能性も否定できない。

このため、両省より、各自治体に対して、該当する解体業者を調査し、違法行為が行われていないか確認するよう依頼することとした。

確認の結果、違法行為があった場合には、法第90条に基づく勧告、命令等、厳正な対処を行う。

確認結果については自治体より国に報告していただき、公表する。

今回の措置は移動報告実績がない解体業者を対象にしているが、今後、移動報告の実績が少ない事業者や他の関連事業者に対しても、同様の措置を講じることを検討。

(2) インターネット等において不適正な広告を行っている事業者への確認

インターネットにおいて、「リサイクル料金不要」「廃車無料」といった、リサイクル料金の徴収を求めずに使用済自動車の引取りを広告している事業者が散見される。国としてはこのような事業者を30件把握している。

このような事業者が、自治体への引取業の登録を行わずに使用済自動車の引取りを行っているとする、無登録営業に該当し、廃棄物処理法の許可を受けていなければ、さらに、廃棄物処理法の無許可営業にも該当する。

また、引取業の登録を行っている事業者にあっても、このような引取りが実際になされているとすれば、自動車リサイクル法第9条に定める預託確認義務、預託されていない場合の告知義務に違反するため、同第19条、20条に定める指導、助言、勧告、命令の対象となる。

このような状況を踏まえ、国で把握した30事業者も含め、各自治体において管下の事業者の違法と思われる広告を可能な限り把握し、個別に立入検査等により状況を確認し、違法行為が行われている場合には法に基づく措置を講じるよう依頼することとした。

結果については自治体より国に報告していただき、公表する。

(3) 個別事業者の違法情報への対応

個別事業者の違法行為に関する情報については、これまでも情報を得た段階で自治体を通じて確認、是正を行ってきたところであるが、今後ともこれを継続する。

関係者にあっては、引き続き個別事業者の実名及び違法行為の概要について、情報提供願いたい(情報提供者は匿名でも可)。